

関東運輸局による行政処分

関東運輸局による過去3年以内の行政処分は以下のとおりです。

(1) 新子安営業所

イ. 行政処分日 2023年3月14日

ロ. 処分内容 輸送施設の使用停止 10日車

ハ. 主な違反事項

- ・運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条の第1項)

改善内容(再発防止策)

- ・国土交通大臣が告示で定める基準に従い、運転者に対し適切な指導監督および記録の保存を行う。

(2) 大森営業所

イ. 行政処分日 2024年6月25日

ロ. 処分内容 文書警告

ハ. 主な違反事項

- ・運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督及び実施結果の記録の作成が不適切であったこと。

【一部不適切(告示1/2以上実施)】

【記載事項等の不備】

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条の第1項)

改善内容(再発防止策)

- ・国土交通大臣が告示で定める基準に従い、運転者に対し適切な指導監督および記録の保存を行う。